

こんにちは

日本共産党市会議員団です

2017年9月 NO247
 日本共産党綾部市会議員団発行
 綾部市若竹町 綾部市役所内 電話42-3280
 内線208
 ホームページhttp://www.jcp-ayabe.jp/



議場にて
 右から、吉崎、井田、堀口、搦頭の名議員

近隣市より高い保育料の引き下げを 搦頭久美子 議員

号認定)の比較を行った。その結果

■子育て世帯の現状は

90年代後半の労働基準法改悪により、非正規労働者が37.6%までふえている。厚生労働省も「若年層の収入増加が大切」と言っているように、特に子育て世帯の支援は課題である。

市が実施した「子育てに関するニーズ調査」で、「子育てにおける経済的負担の軽減」を7割が希望している。

保育料の負担感等について尋ねると、「保育料が高い」「給料が減って暮らしがきびしくなった」の声が寄せられた。

■綾部市は近隣市で保育料が高い

私は、綾部市・福知山市・舞鶴市の保育料(保育を必要とする2号・3号認定)の比較を行った。その結果

①保育料最低額も最高額も綾部市が一番高い。
 ②綾部市と福知山市を比較すると、同じ所得階層でも綾部市が1万円以上高い層もある。
 ③階層区分は綾部市16区分だが、福知山市25、舞鶴市23と細分化され、より所得に合った保育料となっている。

■保育料の引き下げと階層区分の細分化を求める

【市の答弁】
 北部5市でみると、市民税非課税世帯の保育料平均が5740円。綾部市は5700円だ。その他、平均が2万7400円のところ綾部市は2万1000円という数字もある。保育料は「子ども・子育て会議」等の意見も聞き決めている。

国・府の減免制度もあり、支払い能力に応じた保育料の設定をしている。

【搦頭】
 保育料を比較すると、京都市は安く、北部に行くほど高い傾向にある。近隣市では、綾部市が相対的に高い。

保育料の引き下げについては、市が「子ども・子育て会議」に提案するべきではないか。

市長は「北部で一番子育てしやすい町を」と言われるが、近隣市並みに保育料引き下げを実施すること。また、保育料所得階層の細分化を進め、所得に合った保育料とすることを求めました。

NPO法人「まごころ」などに 追加の補助金返還か

厚労省の2016年3月に、地域若者サポートメーション事業の委託を受けていた「あやべ福祉フロンティア」とNPO法人「まごころ」に対して、2013年(平成25)・2014年(平成26)の2年分の補助金1182万円の返還命令を行いました。

その内訳は、「あやべ福祉フロンティア」に対して436万円を、「NPO法人まごころ」に対しては746万円の合計1182万円でした。

2法人は「あやべ・宇治若者サポートメーション」を運営し、若者の就労支援などの事業を、国や府から委託を受け実施していました。

ところが、職員の出勤状況を正確に記録せず、出勤扱いとして補助金を申請。「さまざまな処理(経理運営)により、補助金を申請した」として、国・府が補助金の返還を求めました。

国の「検査」は更に、2010年(平成22)から3年分が実施され、新たに3ヶ

年分の約500万円の補助金返還命令が厚労省から出されているようです。

一方、京都府は、「NPO法人まごころ」に対して若者の就労支援など10事業の検査を行った結果、「運営等の不適切な処理」があったとして41万円の返還を求めたとしています。

日本共産党議員団は、引き続き真相究明を求めてまいります。なお、綾部市議会では、政治倫理の確立に努めるため「政治倫理条例」を策定中です。

工場・病院・福祉施設など 大口利用の水道料引き下げの 個別需給給水契約制度



建設中の新浄水場 (野田町)

水道事業である新浄水場建設は9月に完成します。これに伴い3箇所ある浄水場施設の水供給能力の合計は2万4750立法以降、必要給水量の約1.5倍となります。

「個別需給給水契約制度」の創設

工場・病院・福祉施設などの大口利用者の給水

単価の引き下げを実施することで、業務拡大による地域経済の活性化、給水収益の増加が見込まれます。また、内部留保金枯渇の先送りが可能と試算しています。

ただし災害発生時などは飲料水確保が困難なときは事業者への給水は停止する条件をつけています。

- 「個別需給給水契約制度」の条件は
- 上水道を継続して1年以上使用。
 - 2ヶ月で6千立方メートルを超える使用実績があること。
 - 水道料金を滞納していないこと。
 - 用途が一般用水であること。
 - 水道料金減免適用を受けていないこと。

水道料金表

*大口利用者は水を多く使うほど
 安くなります

料金	使用水量 ^{m³} (2ヶ月)	1 ^{m³} の料金
	料金	20 ^{m³} 以下
21~42		215円
43~3000		245円
3001~		220円
個別需給給水契約をすると↓		
料金	6001~10000	120円
	10001~30000	80円
	30001 ^{m³} ~	40円

9月議会の日程

9月5日(火)	本会議	9月19日(火)	総務教育建設委員会
12日(火)	一般質問	20日(水)	産業厚生環境委員会
13日(水)	一般質問	21日(木)	予算審査
14日(木)	一般質問	25日(月)	本会議 採決
15日(金)	総括質疑	10月2日(月)	~決算審査
		16日(月)	本会議 決算議案採決

配布しているアンケートにご協力をお願いします。

封筒には切手を貼らずに投函してください。

ギャンブル施設は地域活性化に「有効な手段」と言えるのか

井田佳代子議員

文化に彩られた平和なまち、ものづくりのまちを掲げてがんばっている。地域の活性化というのには、例えば水源の里のように、そこに住む人が生き生きと、ほかの地域の人々が応援したくなるような取り組みではないか。

【井田】

平成26年5月、綾部市民新聞に「湖垣町にミニポートピア建設計画」の記事が掲載された。その後、毎年議会報告会で、この場外券売り場設置を危惧する意見が出され、施設に隣接する住民から防犯上不安の声も上がっている。

今年5月の議会報告会『市民と議会のつどい』では、「舟券売り場を誘致してでも、環境を変え地域を元気にしたい」という意見が出された。

綾部市は歴史と自然

議会報告会で、反対と賛成の意見が出されたことは承知している。現時点では舟券売り場立地に關する確認できる情報がないため、賛成、反対の「意見をいただいても、市として見解を述べる」と

開催運営課長、経営企画課長が対応し、「積極的な場外売り場推進の計画はない。施設設置には当該市

長の同意が必要」と聞きました。今後は市長の姿勢が問われます。



ポートレーズ尼崎本会場前

「高浜原発」クレーン倒壊など事故多発 稼働をストップへ

堀口達也議員

【高浜原発について】
3月議会で、「高浜原発のクレーン倒壊事故の原因はマニュアル違反」と指摘したが、京都府や綾部市など30キロ圏内の7市町が参加する地域協議会では「一年間に起きた3件の事故」が問題になっている。その原因はすべて関電のチェック体制が「脆弱」と議論されているが見解は、

高浜原発

3件の重大事故

- ①放射性物質を含む冷却水の漏れ、ネジの緩み
- ②発送電中に電流が逆流し、原子炉緊急停止プログラムが作動しない
- ③大型クレーンが強風により倒壊し、倒壊防止マニュアル違反

支援

■商店・商店街への

【質問】「北都信金景況調査」で、府北部小売業の景況感は大々く「悪化」と報告している。少子化・高齢化などで市場縮小があるが、消費不況ではないか。消費

を喚起する対策が必要だがどうか。
【答弁】小売店舗では「非常に厳しい」との声がある。将来不安などで消費者のマインドは低下している。今後、会議所や関係者と協議しながら、商店・商品の魅力を高め、力をつける仕掛けや支援を検討したい。

6月議会

各議員・賛否の態度

議員名	一般質問の有無	賛否の態度	
		①	②
日本共産党	堀口達也	○	賛成
	搦手久美子	○	賛成
	吉崎 久	○	賛成
	井田佳代子	○	賛成
民政会	相根一雄	○	賛成
	高倉武夫	○	賛成
	松本幸子	○	賛成
	種清喜之	○	賛成
創政会	高橋 輝	○	賛成
	波多野文義	○	賛成
	荒木敏文	○	賛成
新政会	久木康弘	○	賛成
	村上宣弘	○	賛成
	片岡英晃	○	賛成
公明党	森 義美	○	賛成
心友会	塩見麻理子	○	賛成
副議長	吉崎 進	○	賛成
議長	安藤和明		

品位ある質問を！と注意

その内容は、このように、全議員に文書が配

「発言において留意すべき事項」
議会における発言については、特定の団体、個人等を出すことなどにより、自己利益のための発言と誤解をうけることのないよう、品位ある質問に十分留意願います。

左記一覧表の議案内容

- ①平成29年度一般会計補正予算の主な内容
 - 救急・消防体制の整備のため上林地域振興センターと上林分遣所（消防）の建物購入。
 - 志賀郷公民館を地域振興・都市農村交流拠点として整備（多目的）
- ②スペース、バリアフリー化、トイレ改修等
- ③人事案件・条例改正等の主な内容
 - 法律により農業委員の選出方法が「市町村長の任命」となり、19名の任命を承認。
 - 新築借上型市営住宅の3棟目を味方町に設置。除雪車が原因でマンホール蓋が跳ね上がり、通行した車両を損傷させた損害賠償の額の確定。
 - 野田町の旧清掃工場解体撤去工事請負契約の締結（2億5056万円）

部落差別解消推進法に基づく施策は実施しないことを求める。

吉崎 久議員

【質問】国の同和行政特別対策は15年前に終了した。ところが、昨年12月の臨時国会で「部落差別解消推進法」が成立した。これを受けて、市は今後部落差別の解消に積極的に取り組むとして

いる。これは明らかに今後部落差別を特別扱いし、部落差別を固定化・永久化することになるのではないか。

【答弁】現在もなお部落差別は残っている。またインターネットなどでも残っている。それに対応する必要があることから制定されたもの。部落差別解消の理念法・根拠法

となるものであると考えている。

【質問】この法律はもとも部落解放同盟が1985年に衆議院を求めた「部落解放基本法」と、同僚のものであり、同僚市もこの法制定の要求実行委員会の一員として財政支出を行ってきた。それを固定化して今後強化されることになる。それは問題ではないか。

【答弁】部落差別が今あるという認識の上で、それを解消していくことが目的であり、市としては積極

法律名	成立年	関係機関
同和行政特別対策の法律	1965（昭和40）年	同和行政推進委員会
部落解放基本法	1969（昭和44）年	同和行政推進委員会
部落差別解消推進法	2016（平成28）年	部落解放同盟
1982（昭和57）年	部落差別解消推進法	部落解放同盟
1987（昭和62）年	部落差別解消推進法	部落解放同盟
1997（平成9）年	部落差別解消推進法	部落解放同盟
2000（平成12）年	部落差別解消推進法	部落解放同盟
2002（平成14）年	部落差別解消推進法	部落解放同盟
2016（平成28）年	部落差別解消推進法	部落解放同盟

私は、現在の同和行政の到達点から見て、今、市が行うべきことは、きょうばりと同和問題をほじめとする人権教育や関連事業は廃止して、一般施策で行うべきを強く求めました。

極的に取り組んでいきたいと思います。

【質問】では、部落差別がなくなったかどうかのようにして判断するのか。それは人の内心に入り込むことでありやめるべきだ。

【答弁】これまでの施策で生活環境等の改善はできたが、意識の方は現状として残っている。市民の気持ちから意識がなくなれば解決したいということになる。